

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される漁業センサスの計画について)

1 調査の目的等

漁業センサス(指定統計第67号を作成するための調査)は、我が国における漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにすることにより、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

漁業センサスは、昭和24年以来、5年ごとに実施され、平成20年センサスは12回目となる。

2 漁業センサスの改正の趣旨

漁業センサスについては、我が国における漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、また、近年の個人情報保護の意識の高まり等の調査環境の変化や国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、調査を円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への的確な対応を図るため、平成20年センサスにおいて、調査事項、調査方法等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 調査体系の見直し

ア 調査の廃止

「漁業従事者世帯調査」については、これまで漁業経営体からの面接聞き取り調査によって調査対象(漁業従事者世帯)を特定していたが、近年の個人情報保護の意識の高まりを背景に、漁業経営体から漁業従事者の氏名、住所等を聴取し「調査客体候補者名簿」を作成することが困難となったことから、当該調査を廃止する。ただし、男女別、年齢階級別漁業従事者数については、自計申告方式による「漁業経営体調査」において把握する。

イ 調査対象の見直し

(ア) 「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場については、実質的に漁業を営んでいないことから、調査の簡素化を図るため、調査対象から除外する。

(イ) 「漁業管理組織調査」については、漁業協同組合関連組織に加え、複数の漁業経営体による自主的な集まりも調査対象としていたが、これらの自主的な集まりは、調査客体として特定することが困難であるため、調査対象から除外する。

(ウ) 「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」については、漁村地域社会のコミュニティ活動なども把握するため、地方公共団体や遊漁案内業者等を

調査対象としていたが、漁業の生産条件を捉える本センサスの目的にかんがみ、調査項目を漁業の生産条件を捉える項目に限定し、地方公共団体や遊漁案内業者等を調査対象から除外する。

ウ 調査票の整理

- (ア) 「漁業経営体調査」では、従来、個人経営体、漁業協同組合・漁業生産組合、共同経営のそれぞれについて、他計方式により１種類の調査票で把握していたが、調査の自計化に伴い、正確な記入と調査客体の負担軽減を図るため、それぞれの調査票を作成し、分離して把握する。
- (イ) 「水産物流通機関調査」については、調査の簡素化、効率的実施の観点から、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、これら調査票で把握していた卸売業者数及び買受人数を新たな「魚市場調査」において把握する。

エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加

我が国の漁業における担い手の確保・育成や漁村地域の活性化等に資するため、漁業への新規就業者数、漁家民宿利用者数等を「漁業経営体調査」の中で、新たに把握する。

更に、資源管理型漁業への転換が進む中で、水産資源の回復・管理の推進を図る観点から、まぐろ類養殖施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握する。

(2) 調査方法の変更

ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行

漁業センサスについては、これまで流通加工調査を除き、調査客体への面接聞き取りにより調査を行ってきたが、近年の個人情報保護の意識の高まり等を踏まえて、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行する。

ただし、漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法によることも可能とする。

イ 職員調査から調査員調査への移行

漁業センサスについては、従来、「漁業経営体調査」を除き、職員調査により実施していたが、国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、調査員調査へ移行する。

ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用

調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減等を図る観点から、流通加工調査において、政府共同利用システム（各府省共同利用型オンライン調査システム）を活用したインターネット申告を可能とする。